

基安発第0930002号
平成17年9月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

石綿取扱い事業場名等の公表に係る取り扱いについて

標記については、平成17年7月22日付け基安発第0722001号により、事業場のリストの作成、事業場に対する通告及び確認等について指示したところであるが、

- ・ 石綿取扱い事業場であるにも関わらず健康診断結果を提出していない事業場が多数あると考えられ、公表した場合法令を適切に遵守した事業場がかえって不利益を被る可能性があること
- ・ 健康診断結果を提出している一部の事業場のみ公表した場合、国民に不正確な情報を提供することとなる恐れがあること

から、まずは業界団体等に対し、別添の平成17年9月30日付け基安発第0930001号「石綿障害予防規則に基づく措置の遵守徹底に係る協力依頼について」により、健康診断の実施及び結果の提出の徹底を図ることとし、当面事業場名等の公表は行わないこととした。

各労働局においては、基安発第0722001号の指示に基づく作業は当面行わないこととし、引き続きあらゆる機会を通じて石綿障害予防規則の周知徹底を図るとともに、石綿を取扱う作業等に従事し既に退職した者に対しても、石綿に係る健康診断を実施するよう、事業者に要請されたい。

なお、石綿に係る健康診断及び健康管理手帳の周知用パンフレットを送付したので、周知に当たって活用されたい。